令和元年度やまなし６次産業化プランナー【募集案内】

１　制度の概要

山梨県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）では、令和元年度やまなし６次産業化サポートセンター運営業務を山梨県から受託し、「やまなし６次産業化サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）」を設置運営している。

中央会では、６次産業化に取り組む県内の農林漁業者等の課題解決等を図るため、

やまなし６次産業化プランナー（以下「プランナー」という。）を以下の手順等により募集する。

２　募集・登録する専門分野

募集する専門分野(２５分野)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO. | 専 門 分 野  | 内 容 例  |
| 1  | 農林水産物の生産技術  | 栽培方法、収穫方法、栽培品種等  |
| 2  | 農林水産物の加工技術  | 製造方法、包装方法、設備導入等  |
| 3  | 新商品企画の情報収集・分析  | 市場・競合分析、ターゲット設定等  |
| 4  | 新商品企画  | 商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案  |
| 5  | 新商品の商品設計  | 原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等  |
| 6  | 新商品の販路開拓  | 販売先、商品の提案方法等  |
| 7  | 広告・宣伝  | ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等  |
| 8  | ブランディング  | 付加価値を高める工夫等  |
| 9  | 品質管理  | 商品設計における品質管理等  |
| 10  | 生産管理  | 工場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む）  |
| 11  | 小売  | 販売店舗運営、通信販売運営等  |
| 12  | サービスの提供  | 飲食店舗運営、観光等  |
| 13  | 補助事業の情報収集  | 試作品・商品開発、販売促進、加工施設・機器導入等  |
| 14  | 他事業者とのネットワーク  | 連携先開拓等  |
| 15  | 法令  | 知的財産等  |
| 16  | 宗教  | ハラル等  |
| 17  | 輸出  | 支援機関、支援制度、関税制度等  |
| 18  | 経営管理  | 財産管理、販売管理、労務管理等  |
| 19  | 資金調達  | 農林漁業成長産業化ファンドや各種融資等  |
| 20  | ６次産業化事業体の設立  | 会社設立に係る財務、法務、労務、人事等  |
| 21  | 雇用・人材育成  | 労務契約、企画立案、課題解決等  |
| 22  | 申請書類等の作成  | 総合化事業計画、実用新案、商標、意匠等  |
| 23  | 農業観光  | ツアー企画、引率等  |
| 24 | 農福連携  | 指導・助言活動等 |
| 25  | その他 | 建築設計、HACCP、GAP、食品表示、商標登録等 |
|  |  |  |

　３　プランナーの業務内容、応募要件及び委嘱条件

（１） 業務内容

　　　　プランナーは、６次産業化に取り組もうとする農林漁業者等から派遣要請を受けたサポートセンターの依頼に基づき、以下の業務を行うものとする。

①　総合化事業計画の認定に向けたサポート及び認定後のフォローアップ

②　総合化事業計画の認定取得後における計画変更等に対する支援

③　総合化事業計画の実現に向けた課題解決等に対する支援

④　新商品の企画・開発、農林水産物等の加工技術、新商品の販路開拓等、６

次産業化に取り組む農林漁業者等の課題解決等に対する支援

⑤　その他、６次産業化の取組みに対し、必要と思われる助言、支援等

（２）応募要件

（ⅰ）学識要件（①又は②を満たしていること。）

①　以下すべての分野について一定の知見を有しつつ、そのうち１以上の分野について高度な専門的知見を有していること。

（ア）県域内の農林水産物の生産実態

（イ）農林水産物の加工

（ウ）農林水産物（加工品）の流通

（エ）農林水産物（加工品）のマーケティング

（オ）農政、食品安全等に関する法令、制度

（カ）経営管理

②　①の（ア）から（ウ）までの分野について、一定の知見を有しつつ、輸出、ＩＴ、観光、異業種連携、農業観光、農福連携等のいずれかの分野について、高度な専門的知見を有していること。

（ⅱ）経験要件（（ⅰ）の②の場合は除く。）

　６次産業化に関する案件について、コーディネート業務に携わったことがあること、又は、６次産業化に取り組んだことがある農林漁業経営者であって、いずれも一定の成果を上げていること。

（ⅲ）コミュニケーション能力要件

以下の要件をすべて満たしていること。

① ６次産業化に関係する各分野の人材に精通していること。

② ６次産業化に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相談に応じ、的確な助言をする能力を有していること。

（３） 委嘱条件

①　謝金及び旅費

プランナーの派遣にあたり謝金を支払うものとし、その金額は、支援１時間あたり７，１００円とする。支援時間数に１時間未満の端数を生じた場合、その端数が３０分未満のときは切捨て、３０分以上のときは１時間として計算するものとする。

　　　　プランナーを派遣した場合、旅費を支給する。公共交通機関の利用額は実費額とし、車を利用の場合は、１キロメートルにつき３７円を支給する。謝金、旅費に関する詳細は、「やまなし６次産業化プランナー派遣要綱」のとおりとする。

②　秘密の保持

プランナー活動を通じて知り得た個人情報の複製、漏えいを防止するため、秘密保持誓約書を提出すること。

４　選定方法

やまなし６次産業化プランナー選定・活動評価検討委員会（以下「検討委員会」という。）が別紙　プランナー候補者の審査基準による審査を経て、選定の適否を決定し、選定結果は、検討委員会開催後速やかに、その適否のみを全ての応募者に通知する。

５　応募方法

応募者は、以下の留意事項等を確認の上、プランナー登録票（別紙様式１）及び個人情報等に関する「秘密保持に関する誓約書」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入し、以下の提出先まで提出する。

（１） 応募にあたっての留意事項

①　プランナーとして活動するには、この募集に応募し、審査を経て選定された後、やまなし６次産業化プランナーとして正式に登録されるものとする。

②　プランナー活動は、サポートセンターが実施する派遣活動等を対象とする。他県の６次産業化サポートセンター等が実施する派遣活動は対象としない。

③　プランナーとして登録されても、派遣要請があるとは限らない。

④　応募申請書の内容に虚偽があった場合は、選定結果及びプランナー登録を取り消すことがある。

⑤　応募申請書を提出した後、提出書類の内容等を確認するため、面接を実施する。（日時は、別途調整）

⑥　提出された応募申請書は返却しない。なお、提出された応募申請書は、プランナー選定、登録及び派遣以外の目的において使用せず、個人情報は適切に管理する。

【提出先及び問い合わせ先】

〒400-0035

山梨県甲府市飯田２－２－１

山梨県中小企業団体中央会

やまなし６次産業化サポートセンター（古屋）

ＴＥＬ０５０－６８６４－６７８８

e-mail：yama6sapo@chuokai-yamanashi.or.jp

別紙　プランナー候補者の審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 選　　定　　基　　準 | 備考（確認等事項） |
| １　専門的知見・経験の有無 | 応募申請書に記載された得意とする専門分野及び、プランナーとして活動を希望する専門分野について高度な知見、経験を有していること | 学歴、職歴、保有資格、活動実績等 |
| ２　助言活動等の知見・経験の有無 | ６次産業化・農商工連携に取り組む事業者等のサポート活動に関する知見、経験を有していること | 職歴、助言・支援活動実績等 |
| ３　ネットワーク、コミュニケーション能力の有無 | 専門分野に関係する組織、人材等のネットワークを有し、農林漁業者等に対し、的確かつ丁寧な助言ができるコミュニケーション能力を有していること | 職歴、助言・支援活動実績及び応募申請に係る手続き等対応状況 |
| ４　プランナー活動の対応程度 | サポートセンターの派遣要請に応じ、山梨県内において距離的な制約を受けることなく、日程調整等含めてプランナーとして活動できる体制であること | 居住地、兼務状況、活動可能な日数・期間等 |